

岩沼市犯罪被害者等支援条例（案）制定概要

1. 制定の目的

近年、様々な犯罪等の発生により、ある日突然犯罪等に巻き込まれ、それまでの安心で安全な生活が一変することは、誰にでも起こり得ることです。

犯罪等の被害者やその家族又は遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）は、犯罪等による生命や身体への直接的な被害だけでなく、周囲の無理解や配慮に欠けた対応などによる間接的な被害にも苦しめられる場合があります。

このような中、国において平成16年12月「犯罪被害者等基本法」が成立し、地方公共団体の責務として、地域の状況に応じた適切な施策を策定し、及び実施することが定められました。

本市においても、犯罪被害者等を支援する施策を推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目的として条例を制定します。

2. 本条例の特徴

- ・「犯罪被害者等基本法」に基づき、市や市民等の責務、犯罪被害者等への支援について規定
- ・犯罪被害者等が相談するための総合的支援窓口を設置
- ・犯罪被害者等である市民に対し、遺族支援金、傷病支援金及び死体検案費用支援金を支給
- ・犯罪被害者等への支援として、安全の確保を規定

3. 施行日 令和5年4月1日

支援金の給付については、施行日以後に発生する犯罪行為に係る犯罪被害者等について適用する。